

# 衆議院経済産業委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月26日（水）、第13回の委員会が開かれました。

- 1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）
  - ・岸田内閣総理大臣、西村国務大臣、星野内閣府副大臣、中谷経済産業副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・委員外議員（福島伸享君（有志））の発言について協議決定しました。
  - ・関芳弘君外3名（自民、維新、公明、国民）提出の修正案について、提出者小野泰輔君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・原案及び修正案に対し、菅直人君（立憲）及び笠井亮君（共産）が討論を行いました。
  - ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立憲、共産）
  - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立憲、共産）
  - ・岩田和親君外3名（自民、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、小野泰輔君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立憲、共産）  
（質疑者）山崎誠君（立憲）、前川清成君（維新）、鈴木義弘君（国民）、笠井亮君（共産）、福島伸享君（有志）、中野洋昌君（公明）、山岡達丸君（立憲）、田嶋要君（立憲）、遠藤良太君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 山崎誠君（立憲）

- (1) 地震により原発事故が発生するリスク
- (2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル
- (3) 原子力基本法の改正条文について星野内閣府副大臣が確認した日
- (4) 原発の運転期間
  - ア 本改正案における原発の運転期間の定め方
  - イ 原発の運転期間の延長について利用政策の観点から判断するとした理由
- (5) 国が講ずることとされた原子力発電事業の事業環境整備に必要な施策の具体的内容

## 前川清成君（維新）

- (1) 原子力安全
  - ア 原子力の安全規制における変更点
  - イ 過酷事故が発生する確率についての原子力規制委員会及び政府の見解
- (2) 福島第一原子力発電所の燃料デブリ
  - ア 燃料デブリを全て取り出す時期
  - イ 取り出した燃料デブリの処分の場所及び方法
- (3) 福島第一原子力発電所の敷地が廃炉完了後に更地になる可能性
- (4) 高速炉実証炉の開発に向けて高速増殖炉「もんじゅ」の稼働により獲得した知識及び技術

## 鈴木義弘君（国民）

- (1) 高速炉の研究開発に係る進捗状況
- (2) 核廃棄物の最終処分
  - ア 政府が最終処分場の運営を行う考えの有無
  - イ J PDR 解体時に発生した高レベル放射性廃棄物及び低レベル放射性廃棄物の処分場所
  - ウ 既に廃炉を決めている原子力発電施設から発生する核廃棄物の量及び処分場所
  - エ ウの廃棄量に燃料棒から発生する低レベル放射性廃棄物が含まれるかの確認
  - オ クリアランスレベル以下の廃棄物に関する政府の対応方針

**笠井亮君（共産）**

- (1) 本改正案の原子力基本法第 16 条の 2 における「別に法律に定めるところ」の指す法律名及び条番号
- (2) 本改正案における原発の運転期間延長の申請
  - ア 申請回数の上限規定
  - イ 申請期限の規定
  - ウ 申請に必要な添付書類
  - エ 延長の審査の在り方
  - オ 審査基準、審査主体及び審査の公開
- (3) 長期施設管理計画の審査
  - ア 現地調査の有無
  - イ 現地調査が審査の必須要件となっていないことにより原発の安全性が確保されないとの指摘に対する西村国務大臣の見解
- (4) 本改正案における運転期間の上限
  - ア 法律の枠組み上 70 年超の運転が可能となるのかについての確認
  - イ 原子力規制委員会の行う規制において運転停止期間を運転期間から除外するかの確認
  - ウ 2022 年 4 月 7 日の原子力問題調査特別委員会における更田前原子力規制委員会委員長の答弁
  - エ 経済産業大臣が認可すれば 60 年超の運転が可能となるのかについての確認
- (5) 運転期間が 60 年以降の原発における劣化状況に係る審査方針の策定に向けた検討状況
- (6) 高経年化炉に対する規制基準が安全性を担保するのに十分でないまま本改正案を可決させるべきではないとの指摘に対する西村国務大臣の見解
- (7) 原子力基本法第 2 条の 2 の条項は時限立法であるかの確認

**福島伸亨君（有志）**

- (1) 再エネ特措法第 9 条第 2 項第 7 号における「経済産業省令で定めるもの」の具体的内容
- (2) 原子力規制の在り方について経済産業大臣が積極的に関与する必要性

(ここから内閣総理大臣出席)

**中野洋昌君（公明）**

- (1) 関係省庁間の連携により再生可能エネルギー・水素の導入拡大に向けた取組を内閣総理大臣のリーダーシップの下で加速する必要性
- (2) エネルギー政策に対する国民の信頼回復のためには福島復興の遂行が不可欠であるとの指摘についての岸田内閣総理大臣の見解
- (3) 原子力発電の安全性確保の重要性等に鑑み電気事業者の法令遵守を再度徹底する必要性

#### 山岡達丸君（立憲）

- (1) 原子力利用を継続するに当たりそのデメリット及びリスクについての説明責任を内閣総理大臣自らが果たす必要性
- (2) 原子力事故が発生した場合の責任の所在についての岸田内閣総理大臣の見解
- (3) 原子力発電所の廃炉等を見据えた長期にわたる原子力に係る人材及び技術を確保するための施策の必要性
- (4) 原子力発電所の廃炉に伴い大量に発生すると想定される低レベル放射性廃棄物の処分方法について早急に検討・決定する必要性

#### 田嶋要君（立憲）

- (1) 37年前の4月26日に起きた出来事の確認
- (2) 原子力発電は無くても大丈夫なら無い方が良いという考えについて岸田内閣総理大臣の見解
- (3) 原子力発電が無くとも大丈夫な社会を目指すべきとの考えに対する岸田内閣総理大臣の見解
- (4) 他の選択肢を駆使して原子力発電なしの方向を目指す意思の有無
- (5) 原子力発電所の運転期間を基本的に60年とする考えかの確認

#### 遠藤良太君（維新）

- (1) 旧文書通信交通滞在費の使途公開、残金の国庫返納を進めるべきとの考えに対する岸田内閣総理大臣の見解
- (2) 衆議院解散時期についての確認
- (3) 認可された運転延長期間を超過する場合でも自治体等が反対しない場合には運転停止命令を発出し  
ないことがあるかの確認
- (4) G7気候・環境・エネルギー大臣会合における石炭火力の議論に対する西村国務大臣の所感
- (5) プルトニウムの平和利用の観点からの核燃料サイクル実現
- (6) 原子力発電所建設に関わる人材育成の取組
- (7) 原子力損害賠償における電気事業者の負担を有限とし、超過する額を国が負担することを法定化する  
必要性
- (8) 高レベル放射性廃棄物最終処分施設の選定期限に関する目途又は目標

#### 鈴木義弘君（国民）

##### G Xの推進

- ア G7気候・エネルギー・環境大臣会合における各国の認識に対する報道への岸田内閣総理大臣の  
所感
- イ 産業振興とのバランス及び製品・材料の調達の内実
- ウ 関連する製品を全て国産化していくことの確認
- エ 製品の調達について経済安全保障等の観点も含めた計画を策定する必要性

#### 笠井亮君（共産）

- (1) 東京電力福島第一原発事故への反省と本改正案との整合性
- (2) CO2排出削減のため原子力発電ではなく再生可能エネルギーの利用に軸足を移す必要性

(3) 第六次エネルギー基本計画

ア 2030年の再生可能エネルギー導入目標の実現可能性

イ 原子力発電を活用する方針が再生可能エネルギーの100%導入を目指す動きを阻害している可能性